



JASDAQ

平成 20 年 8 月 18 日

各 位

会社名 株式会社テレウェイヴ
代表社名 代表取締役社長 齋藤真織
(JASDAQ・コード2759)
問合せ先 取締役 経営管理管掌 高梨宏史
電 話 03-5339-2301

取締役に対するストックオプション（新株予約権）の発行条件等に関するお知らせ

当社は、平成20年6月27日開催の当社第11回定時株主総会にて、当社取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日1年間において年額200万円以内の報酬かつストックオプションとして割り当てる新株予約権7,000個を上限とする発行条件で、「取締役に対しストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額および内容の決定の件」についてご承認を頂いております。この条件に基づいて、平成20年8月18日開催の当社取締役会にて発行条件等を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- | | |
|------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の発行日 | 平成20年9月2日予定、但し、証券取引法上の届出の効力が生じることを条件とする。 |
| 2. 新株予約権の発行数 | 7,000個 |
| 3. 新株予約権の発行価額 | 本新株予約権につき、金銭の払込みを要しない。 |
| 4. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 7,000株
(新株予約権1個当たりの株式数1株) |
| 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社ジャスダック証券取引所が公表する当社普通株式の最終価格（以下、「最終価格」という）の平均値に1.30を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、当該金額が新株予約権を割り当てる日の最終価格（当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格）を下回る場合は、新株予約権を割り当てる日の最終価格を行使価額とする。 |
| 6. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 未定 |
| 7. 新株予約権の行使期間 | 平成22年8月19日から平成29年8月18日 |

8. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
9. 新株予約権の行使の条件
1. 新株予約権を行使するためには、その割当てを受けた時から権利行使時に至るまでの間、継続して当社または当社連結子会社の取締役または従業員のいずれかに在任または在職することを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 2. 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を行使することができる期間中に死亡した場合、相続人がその権利を承継するものとする。
 3. その他の条件については、取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
10. 新株予約権の取得の事由及び取得の条件
1. 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、又は当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画が当社株主総会または当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 2. 当社は、当社が完全子会社となる株式交換契約承認または株式移転計画承認の議案が当社株主総会または当社取締役会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を別途定めた場合は、当該日が到来することをもって、新株予約権を無償で取得することができる。
 3. 新株予約権の割当てを受けた者が、上記「新株予約権の行使の条件」に定める新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
 4. 当社は、当社取締役会が別途定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。
11. 新株予約権の譲渡に関する事項
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の割当対象者および割当個数

割当対象者	人数	割当新株予約権数
当社取締役	4名	7,000個
合計	4名	7,000個

(ご参考)

- ・ 定時株主総会付議のための取締役会 平成 20 年 5 月 27 日
- ・ 定時株主総会の決議日 平成 20 年 6 月 27 日

以 上